
第1章 特定非営利活動促進法の概要

1 法律の目的

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）は、特定非営利活動（法第2条第1項に規定する特定非営利活動をいう。）を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としています。

NPO法人は、自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきであるとの考えがとられている点がこの法律の大きな特徴です。法人の信用は、法人としての活動実績や情報公開等によって、法人自らが築いていくこととなります。

2 法人格取得のメリットと義務

法人格を取得すると、団体に関する法律行為を団体名義で処理できることから、メンバーの個人的な負担が軽くなり、より安定的で継続的な活動が行いやすくなります。権利関係や責任の所在を明確にして、個人の財産と団体の財産を区別するためには、法人格を取得した方が便利だと言えます。

しかしながら、一方で、法人化することでかえって負担が増えることもありますので、団体にとって、法人格がこれからの活動に役立つのか、本当に必要なのかをよく考える必要があります。

法人格の取得は、活動する上での手段や道具であり、目的ではありません。大切なのは活動内容であり、活動目的を達成するためには、人、資金、ノウハウなどが必要なのは言うまでもありません。

(1) メリット

ア 団体名義で契約ができる

団体名義で事務所を借りたり、銀行口座を持つことができます。そのため、個人と団体の資産を明確に分離できます。契約に伴う責任は、団体の資産の範囲になります。

イ 代表者の交代が円滑になる

NPO法人は、団体が資産を保有できるため、任意団体のように、代表者交代の度に各種資産の名義変更をする必要がなく、代表者の交代が円滑になります。また、代表者が死亡した場合でも、団体の資産が相続で消滅することなく、そのまま団体に残すことができます。

ウ 資金調達のチャンスが広がる

国や地方公共団体、公的金融機関等のNPO支援の取組が進み、助成金・補助金や事業委託の対象にNPO法人が加えられることが多くなっています。また、NPO法人への寄附金に対する税制上の優遇措置が認められる認定NPO法人制度やNPO支援基金、

NPO法人専用のローンや手数料のかからない寄附の自動振込など、資金調達の可能性が広がる制度もあります。

【注意！】

NPO法人になったことで、行政から補助金や助成金が自動的に交付されることはありません。

エ 公共事業に参加しやすくなる

国や地方公共団体において、福祉関係を中心に、NPOへの事業委託が増えています。法人格があれば、入札参加の対象になり、指定管理者などを含め、公共事業に参加するチャンスが広がります。事業実施に必要な職員を雇用すれば、ボランティアだけに頼らない組織的な活動ができるようになり、雇用の受け皿として社会的役割を果たすこともできます。

オ 社会的信用が高まる

法人設立により、権利・義務の主体が明確になるため、取引の信用が高まります。組織内容や活動内容で実績を積み上げれば、法で規定された情報公開制度を活用して、さらに高い信用を得ることができます。

【注意！】

所轄庁から認証を受けたからといって、その団体が素晴らしい活動を行っている団体であるとの「お墨付き」を与えられたわけではありません。

法人としての信用は、積極的な情報公開によって法人自身で作り上げていくものになります。

(2) 義務

ア 法令や定款のルールに従った事業運営が求められる

NPO法人の意思決定は、定款で定めたルールのとおり、総会又は理事会での合意が必要になります。任意団体の時のように、思いついたらすぐに行動するといった機敏な活動ができなくなるおそれがあります。また、宗教活動や政治活動を主たる目的とすることは法で禁止されており、法人として候補者を推薦することや選挙活動はできません。

イ 厳正な事務処理が必要である

経理は、正規の簿記の原則に基づいて処理を行う必要があります。ある程度の知識を持った経理担当者を置くか、税理士等に経理を代行してもらう必要があります。また、事業所開設に伴い、法人としての各種の届出、手続も必要です。

ウ 税務申告義務がある

法人としての税務申告義務が生じます。税法上の収益事業を行わない団体は、法人税の対象ではないため、税務申告や税務署への届出の必要はありませんが、特定非営利活動に係る事業でも、税務署が税法上の収益事業と判断した場合は法人税の対象となります。

また、法人住民税（均等割、約8万円）はすべてのNPO法人が対象となります。収益事業を行わない場合は減免の対象になることがありますが、毎年4月に申請手続が必要です。

法人に対しては、いろいろな税金が課せられます。ここでは、一部例を挙げて説明しますが、詳細については、お近くの税務署、県税・総務事務所、市町村の税務担当窓口にご相談ください。

● 法人税（国税）

法人税法に規定された「収益事業」から生じる所得に対して課税されます。

※ 法人税法上の収益事業は、物品販売業等の次に掲げられる事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいいます（法人税法第2条第13号、法人税法施行令第5条第1項）。

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鋳業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、一定の技芸教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等を行う事業、労働者派遣業

※ 特定非営利活動に係る事業であっても、上記に掲げる事業に該当する場合には、当該事業から生じる所得について法人税が課税されます。

● 法人住民税及び法人事業税（地方税）

法人住民税（均等割）は、地方公共団体内に事務所を有する法人について課税されます（収益事業を行っていない法人は、申請して認められれば減免が受けられる場合があります。）。

法人住民税（法人税割）は、収益事業から生じた所得に対して課された法人税を基礎に課税されます。

法人事業税は、収益事業から生じた所得に対して課税されます。

エ 事業報告書等の情報公開と所轄庁への提出義務がある

NPO法人は、毎事業年度初めの3か月以内に、前事業年度の事業報告書、計算書類（活動計算書、貸借対照表）等を作成しなければなりません。また、これらの書類は、すべての事務所に備え置き、社員及び利害関係人に閲覧させるとともに、所轄庁に提出し、一般公開されることになります。

3 NPO法人設立の要件

(1) 団体としての要件

- ア 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること。
- イ 営利を目的としないものであること（利益を社員で分配しないこと）。
- ウ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。
- エ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること。
- オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと。
- カ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと。
- キ 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと。
- ク 10人以上の社員を有するものであること。

【 解 説 】

ア 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること。(法2①②)

「特定非営利活動」とは、次に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいいます。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動（本県該当なし）

※ 例えば、会員の相互扶助活動など、法人の活動が特定の受益者のみを対象にするものだけの場合は特定非営利活動とは認められません。ただし、それらを従たる活動として行うことまで制限するものではなく、「その他の事業」として実施することはできます。

イ 営利を目的としないものであること（利益を社員で分配しないこと）。(法2②一)

「営利を目的としない」とは、収益（利益）を上げてはならないという意味ではなく、利益を社員に分配してはならないということです。

NPO法人が、特定非営利活動以外に収益事業等の「その他の事業」を行うことは認められています。法人が行う特定非営利活動以外の活動によって収益を上げようとする事業が収益事業等であり、特定非営利活動に支障のない範囲で行い、かつ、その収益（利益）は、社員で分配してはならず、すべて特定非営利活動に充てなければなりません。

※ ここにいう「収益事業等」は、法人税法上の収益事業とは定義が異なります。

※ 収益事業等の例

河川環境の保全を目的とするNPO法人が、河川環境の保全を啓発するイベントや研修事業を開催するにあたり、会費や寄附金では予算が足りないため、環境保全とは関係のないバザーにより収益を上げようとする場合、このバザーを行うことが

収益事業等に位置づけられる。

ウ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。(法2②一イ)

社員の入会、退会等について、「正会員の推薦がなければ入会することはできない」、「正会員は〇〇の資格を持つ者に限る」等の不当な条件をつけてはなりません。ただし、法人の活動内容と照らして客観的な合理性があれば、不当な条件とならない場合があります。

※ 「社員」は、社団の構成員の意味で、総会で議決権を持つ者がこれに該当します。会社に勤務する人（会社員）という意味ではありません。

エ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること。(法2②一ロ)

「報酬」とは、一般に労務の対価として支払われる金銭のことですが、この場合は、役員の地位に対して支払われるものを意味し、役員が事務局員を兼務する場合等労働の対価として支払われる給与や交通費等の実費は含みません。
なお、社員の報酬に関する制限はありません。

オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと。(法2②二イ・ロ)

「宗教活動」とは、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することをいいます。また、「政治活動」とは、政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することをいいます。

カ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと。(法2②二ハ)

「特定の公職者（候補者を含む。）」とは、公職選挙法第3条に規定する「衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職」にある者（候補者又は候補者になろうとする者を含む。）をいいます。

キ 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと。(法12①三)

暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体は、NPO法人になることができません。

ク 10人以上の社員を有するものであること。(法12①四)

役員を含め、団体の構成員が最低10人いることが条件になります。

(2) 役員要件

ア 役員として、理事は3人以上、監事は1人以上置くこと。(法15)

イ 次のいずれにも該当しないこと。(法20)

- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ③ 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・ 刑法第204条 [傷害]、第206条 [現場助勢]、第208条 [暴行]、第208条の2 [凶器準備集合及び結集]、第222条 [脅迫]、第247条 [背任] の罪を犯した場合
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- ④ 暴力団の構成員等
- ⑤ 設立の認証を取り消されたNPO法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者
- ⑥ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

【補足】

法第20条第6号に規定する「内閣府令で定めるもの」は、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。(特定非営利活動促進法施行規則第2条の2)

ウ 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれないこと。また、当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれないこと。(法21)

【例示】

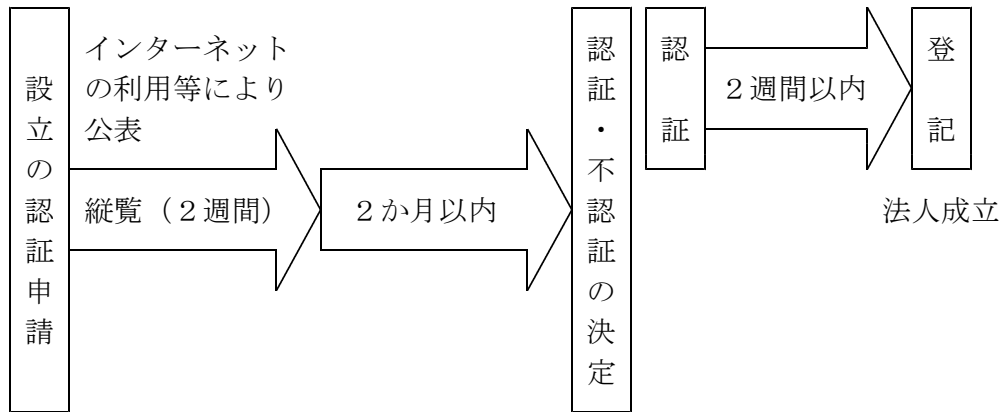
- ・ Aという役員がいる場合、Aの配偶者のBまでは認められるが、さらに、Aの長男のCが役員になることはできない。
- ・ 役員が5人で構成される法人の場合、役員Aの配偶者のBは役員になることができない。

4 NPO法人設立の手續

NPO法人を設立するためには、設立総会で決定すべき事項を議決し、法律で定められた書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、設立の認証を受けることが必要です(法10①)。

提出された書類の一部は、受理された日から2週間、公衆の縦覧に供されるとともに遅滞なくインターネットの利用等により公表されることとなります(法10②)。

所轄庁は、申請書の縦覧期間の2週間経過後2か月以内に認証又は不認証の決定を行い(法12②)、設立の認証後、登記することにより法人として成立することとなります(法13①)。



5 NPO法人の管理・運営

NPO法人は、法の定めに従って適切な管理・運営を行わなければなりません。特に、次の点に留意してください。

(1) 総会の開催

少なくとも毎事業年度1回、通常総会を開催しなければなりません（法14の2）。

(2) 定款の変更

定款を変更するためには、総会の議決を経た上で、次の①～⑩に関する事項について変更を行う場合には所轄庁の認証が必要です（法25③④）。

次の①～⑩に関する事項以外の定款の変更については、所轄庁の認証は不要です。

なお、この場合にも、定款変更後に所轄庁に届け出る必要があります（法25⑥）。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- ⑤ 社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ⑨ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- ⑩ 定款の変更に関する事項

(3) 事業報告書等の作成等

毎事業年度初めの3か月以内に、前事業年度の事業報告書、計算書類（活動計算書、貸借対照表）、財産目録などを作成し、すべての事務所に備え置くとともに、所轄庁に提出しなければなりません（法28、29）。

なお、貸借対照表については、毎事業年度、各法人が定款に規定した方法により公告する必要があります。→詳しくP59「貸借対照表の公告」を御覧ください。

また、法人の会計については、正規の簿記の原則に従って会計簿を記帳するなど、法第27条に定められた原則に従い会計処理を行わなければなりません（法27）。

(4) 解散・合併

NPO法人は、総会での議決・所轄庁の認証等の一定の手続を経て、解散又は別のNPO法人との合併を行うことができます(法31、31の2、33、34)。

解散する場合、残余財産は、定款で定めた者に帰属しますが、その定めがない場合は、国又は地方公共団体に譲渡するか、最終的には、国庫に帰属することになります(法32)。

(5) 所轄庁による監督等

所轄庁は、法令違反等一定の場合に、NPO法人に対して、報告を求めたり、検査を実施し、また、場合によっては改善措置を求めたり、設立認証を取り消すことができます(法41~43)。また、法に違反した場合には、罰則が適用されることがあります(法77~81)。

6 認定NPO法人制度の概要

認定NPO法人制度は、NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために設けられた措置であり、NPO法人のうち一定の要件を満たすものについて、所轄庁が認定を行う制度です。

(1) 認定NPO法人とは

認定NPO法人とは、NPO法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益の増進に資することにつき一定の要件を満たすものとして、所轄庁の認定を受けたものをいいます。認定の有効期間は5年間で、引き続き認定NPO法人として活動するためには更新を受けなければなりません。

(2) 特例認定NPO法人とは

特例認定NPO法人とは、NPO法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準(PST基準を除く。)に適合したものとして、所轄庁の特例認定を受けたものをいいます。特例認定の有効期間は3年間で、更新はありません。

本制度は平成23年の法改正で導入され、「仮認定NPO法人」という名称を用いていましたが、平成28年の法改正により、「特例認定NPO法人」という名称に改められました。

(3) 認定(特例認定)の要件

次のア~ケの要件をすべて満たす必要があります(ただし、特例認定の場合はアを除く。)

ア パブリック・サポート・テスト(PST)基準として次のいずれかに適合すること。

①【相対値基準】収入金額に占める寄附金の割合が5分の1以上であること。

②【絶対値基準】年3,000円以上の寄附者の数が平均100人以上であること。

③【条例個別指定】県又は市町村の条例による個別指定を受けていること。

イ 事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満であること。

ウ 運営組織及び経理が適切であること。

エ 事業活動の内容が適切であること。

オ 情報公開を適切に行っていること。

カ 所轄庁に対して事業報告書等を提出していること。

キ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。

- ク 設立の日から1年を超える期間が経過していること。
- ケ 欠格事由のいずれにも該当しないこと。

※ パブリック・サポート・テスト（PST）とは、NPO法人が広く一般から支持されているかどうか（寄附を受けているかどうか）を数値により測る指標です。

（４） 税制上の優遇措置（メリット）

ア 個人が認定（特例認定）NPO法人に寄附した場合

所得税の計算において、所得控除（寄附金の合計額から2千円を控除した金額を、総所得金額から控除）と、税額控除（寄附金の合計額から2千円を控除した金額の40%相当額（所得税額の25%相当額が限度）を、所得税額から控除）のいずれか有利なほうを選択適用でき、その分所得税がかかりません。

イ 個人が認定（特例認定）NPO法人に現物資産を寄附した場合

寄附財産を基金に組み入れて管理するなど一定の要件を満たすものとして国税庁長官の非課税承認又は不承認の決定が申請から一定期間内に行われなかったときに自動的に承認があったものとみなされ、その寄附に対する所得税を非課税にできます。また、非課税措置の適用を受けた寄附資産について、基金に組み入れて管理し、その後買い換えた資産を当該基金の中で管理する等の一定の要件を満たす場合には、国税庁長官へ必要書類を提出することで、引き続き非課税措置の適用を受けることができます。

ウ 法人が認定（特例認定）NPO法人に寄附した場合

法人税の計算において、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

エ 相続人等が認定NPO法人に相続財産等を寄附した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人に寄附した場合、その寄附財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。

オ 認定NPO法人のみなし寄附金制度

認定NPO法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされます（みなし寄附金）。このみなし寄附金の損金算入限度額は、所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までの範囲となります。

※ 認定NPO法人になると税制上の措置以外にも、次のようなメリットがあります。

- ① 認定を受けるために経理や組織のあり方を見直すことで、内部管理がよりしっかりします。
- ② 認定を受けるために、より一層進んだ情報公開を行ったり、適切な業務運営を行うことにより、社会からの認知度や信用が高まります。

